素案をまとめました。

この素案は、

小美玉市議会では、

更なる議会の活性化を図るため、議会基本条例の

約2年間にわたる議員提案条例等調



議員提案条例等調査特別委員会

条例制定の必要性

目指しています。

より構成される小美玉市議会は 市 民から選挙で選ばれた議員に

査特別委員会と全員協議会での調査・検討をとおして策定したものです。

議会基本条例とは

に先駆けて制定しました。 それまで明文化されていなかった 議会の意義などを条例として全国 平成18年に北海道栗山町議会が、

現在、

基本条例は「議会の憲法

ります。 長と対等の責任を担って市民に信 進むべき方向、 るとともに、 4割の議会において制定されてお と称せられ、全国地方自治体の約 ねばならない責務などを定め、市 議会と市長との関係などを明示す 議会の役割や議会と市民との関係、 多くの条例では、 存在感のある議会運営を 議会のあるべき姿 議会と議員が負わ 市民に対 Ų

在

負っています。 せるために議論し合い、協力し合 市民の意思を市政に的確に反映さ もに市民の負託を受けて活動し、 美玉市長とともに小美玉市の代表 同じく市民から選挙で選ばれた小 市長はこの二元代表制の下で、と 機関を構成しています。 いながらその使命を果たす責務を 議会及び

した。 ているので、 役割は一段と大きくなっています。 地域における民主主義の発展と住 域の自立が益々求められている現 運営のルールを定めることとしま 容を拡充化するため、 の基本的事項が既に位置づけられ 条例」では、 民福祉の向上のために果たすべき こうした中、「小美玉市自治基本 また、地方分権の時代を迎え地 議会が市民の代表機関として 今回は、 議会の権限や責務等 更にその内 独自の議会



素案の主な内容

要な事項であって、 明文化しており、 応、検証見直しなどを条文として 副議長選出の所信表明、災害時対 しています。 のも含みますが、 取り組んでいた内容を継続するも 必要となります。 は今後、 市長等への反問権の付与、 会派制の導入、議会報告会の開催 い仕組みを幅広く採り入れようと 素案の中身は、 各種調査や更なる議論 議員間 何れも極めて重 これを機に新し これまで議 実施に向けて の自由討議 議 会で 長

お聞かせください 素案に対するご意見を

、パブリックコメント】

ます。 パブリックコメントを実施してい するご意見を広くいただくため、 現在、 市民の皆様から素案に対

まで 実施期間:1月6日から2月12 \exists

季健康館 閲覧場所:本庁、 各総合支所、 兀

素案策定までの歩み

素案策定に向けた主な取組の経過は 次のとおりです。

平成 25 年

• 2月 先進地視察

福島県会津若松市議会(全体研修)

- ・3月 全員協議会で議会基本条例策定 に向けての意思統一
- 7月 議会基本条例制定に向けての講演会 講師:茨城大学 佐川泰弘教授



- **8月** 先進地視察 埼玉県飯能市議会(全体研修)
- 9月 議員提案条例等調查特別委員会 で議会基本条例の制定スケジュール と方針を決定。以降、議会基本条例 策定委員会として協議・検討開始
- •10 月 基本理念·議会改革体系図の協議· 検討(翌年3月までに計10回開催)

平成 26 年

- 1月 先進地視察 那珂市議会(議会報告会)
- 4月 委員会で前文・骨組み・条立て・ 条文内容の協議・検討(11月 までに計 12 回開催)
- **5月** 先進地視察 那珂市議会(議会報告会)
- 7月 議会基本条例策定の背景と意義 についての講演会

講師:茨城大学 馬渡剛准教授

- •11月素案の内容決定(この間、議員 全体での意思疎通を図るため全 員協議会を10回開催)
- 12 月 市民説明会の進め方の協議・検討

平成 27 年

- 1月 パブリックコメントの実施
- **2月** 市民説明会 市内3か所で開催(素案の内容説明)
- 3月 定例会に議員発議で上程予定

小美玉市議会基本条例骨子(案)

(前文)

(総則)

基本理

小美玉市議

会の

決意表

市民の負託に応えうる開

か

れた議論に基づく公平公正な議会を目指

して」

第1条目的, 第2条 基本原則

(議会及び議員の責務と活動原則)

第3条 議会の責務と活動原則 第4条 議員の責務と活動原則

第5条会派

(市民と議会との関係)

第6条市民参加及び市民との連携

第7条 議会報告会 第8条 広報広聴機能の充実

(議会と市長等との関係)

第9条 議会と市長等との関係

第10条 議会審議における論点情報の形成

(議会運営)

第11条 運営の原則 第12条 議員定数

第13条 議員報酬

第14条 議長及び副議長の選出

(議会及び議会事務局の体制整備)

第15条 議会事務局の体制整備

第16条 議員研修の充実強化 第17条 議会図書室の充実

(議員の政治倫理)

第18条 議員の政治倫理

(災害時の対応)

第19条 災害対応

(補足)

第21条 検証及び見直し 第22条 委任 第20条 最高規範

午後7時~8時 2月6日 金

30

午後7時 2月5日 美野里公民 **未** 館 8 時 30 分

2月 午後7時 小川文化センターアピオス **4**日 8 時 永 30

分

市

ただけます。

※市ホームページでも素案をご覧い

5

議会広報おみたま 第36号